

令和元年度第4回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和2年3月23日（月）

逗子市総務部情報政策課

令和元年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和2年3月23日(月)

午後2時00分～

場 所 市役所5階 第1会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第5号 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可に関する事務に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について
【資源循環課】
3. その他

出 席 委 員 (5名)

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	島 田 達 巳
委 員	望 月 由 佳 子

欠 席 委 員 (0名)

説明のために出席した職員

資 源 循 環 課 長	城 田 桃 子
資 源 循 環 課 主 事	森 拓 也

事務局等出席者

情報政策課 担当	矢島小百合
情報政策課 副主幹	内田典久
情報政策課 非常勤事務員	判治恵子

会議の公開・非公開の別 公開
 ただし議題（２）については非公開
 （逗子市情報公開条例第20条第1項第2号に該当）

傍聴者 なし

配付資料

- ・ 第4回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和元年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 諮問第5号 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可に関する事務に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【資源循環課】
- ・ 【資料2】 令和元年度諮問第19号（課税課） 取下げ書
- ・ 【資料3-1】 「次世代医療基盤法」とは（内閣府資料）
- ・ 【資料3-2】 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱の公表等について（情報提供）」（総務省資料）
- ・ 【資料3-3】 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工情報に関する法律と個人情報の保護に関する条例との関係について（周知）の一部改正について（通知）」（神奈川県通知資料）
- ・ 【資料4】 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料5】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 2時00分開会

○安達会長 それでは、令和元年度第4回個人情報保護運営審議会を開会いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

それでは、早速議事に入りますが、本日は諮問案件が1件ございます。

まずは、事務局から本日の配付資料について確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 ありがとうございます。皆さん、お手元に資料おそろいでしょうか。よろしければ、早速議題のほうに入らせていただきます。

まず、議題(1)逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてでございます。

事務局からお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 先日、校正依頼いたしました令和元年度第3回議事録ができましたので、ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○安達会長 皆様、既に校正お済みとしますので、修正内容等について、まずご確認ください。

(議事録の確認)

○安達会長 それぞれ、配付した議事録のとおりでよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、第3回個人情報保護運営審議会議事録については、確定とさせていただきます。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○安達会長 それでは、議題(2)諮問第5号、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可に関する事務に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について、これは資源循環課が所管課ということです。これを議題といたします。

本件の審議につきましては、個別諮問ではなく類型諮問ということのようですが、個別事案に関してなされた警察からの照会に対する回答についての審議も必要と思われれます。この会議は原則公開であります。非公開情報に該当す

る事項を審議する場合は会議を非公開とできる例外規定が、逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されております。本件で扱われる捜査関係事項照会書の内容は、公共の安全等に支障が生じるおそれがありますので、非公開情報を多分に含んでいると考えられます。したがって、本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 ご異議ないようですので、では、ここから非公開といたします。

—資源循環課 入室—

(非公開)

—資源循環課 退室—

○安達会長 それでは、議題の(3) その他ですが、事務局からお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 5点ほどございます。

1点目は、資料2となりますが、前回の審議会で継続審議となりました諮問第19号につきましては、審議会の際に頂きましたご意見等を踏まえまして、所管課より取下げの申出がありましたので、ご報告させていただきます。審議の時間を頂きましてありがとうございました。

○安達会長 類型諮問の件ですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい、課税課の臨時運行の関係で、取下げということとで。

○安達会長 送られてきた資料2のとおりですよ。これは、そのとおり受け止めさせていただくということですね。

○矢島情報政策課担当課長 2点目に移らせていただいてよろしいでしょうか。

○安達会長 はい。

○矢島情報政策課担当課長 2点目は、資料3-1、資料3-2、資料3-3となりますが、まず資料3-2を先に。こちらは総務省からの通知となりますが、個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱の公表等について情報提供がありましたので、ご報告させていただきます。

2点にまとめられております。1点目は、個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱関係として、資料として配付させていただきました令和元

年12月13日付の大綱について、39ページにわたりますが、32ページ、33ページの第7節、官民を通じた個人情報の取扱いにおいて、行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化について記載されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度について記載されていることが記されています。

具体的には、今後、現在、条例で定められている地方公共団体の保有する個人情報の取扱いについて、法律による一元化を含めた規律の在り方、地方公共団体の個人情報保護制度に係る国、地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について地方公共団体等と議論を進めることとされており、令和元年12月より個人情報保護委員会において地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会が開催されており、詳細は個人情報保護委員会のホームページで確認をされたいとのことです。こちらの会議につきましては、ホームページで確認しましたが、2回開催されておりまして、第2回においては構成委員である神奈川県からも発表があったようです。

2点目としまして、2ページ目に移りますけれども、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会については、官民の個人情報保護制度の見直しに係る動向を踏まえた今後の方向性についてを取りまとめられたとのことで、こちらは別紙として両面1枚が添付されています。今後の地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の検討内容等を確認しまして、必要に応じまして当審議会でもご報告させていただきたいと思えます。

新聞報道等でもありましたけれども、個人情報保護条例2,000個問題として、一本化できるのかどうかとか、そういうようなご検討もされているようですが、懇談会の検討内容等につきましては、今回、各自治体にも実態調査がありました。

2点目の3-2は以上なんですけれども、続けてでよろしいでしょうか。

○安達会長 はい。

○矢島情報政策課担当課長 次に、資料3-3につきましては、昨年度の第3回審議会の際の配付資料と同じ内容ですが、再度配付させていただきました。今回、資料3-1の内閣府の資料とともに、医療分野の研究開発に資するための

匿名加工情報に関する法律、いわゆる次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供について、市の方向性のご報告と審議会の諮問についてご意見を賜りたく、配付させていただきました。

昨年度もお話しさせていただきましたが、資料3-3は次世代医療基盤法と条例との関係について、逗子市の条例の解釈について触れられていたため、昨年度の審議会、2019年3月の第3回の審議会の際に配付させていただきましたが、次世代医療基盤法につきましては既に平成29年5月に公布、平成30年5月に施行されております。

次世代医療基盤法に基づく事業者の認定につきましては、令和元年12月19日に公表されている内容となりますけれども、1事業者が既に認定されております。さらに1事業者が6月の認定を目指しているとお聞きしております。逗子市は、認定事業者からの次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供の求めに対し、今後対応していきたいと考えておりますが、先ほどの資料3-3にありますように、逗子市の条例の解釈では、法令または条例に基づく提供には、提供ができる根拠を与える規定であって、任意的なものである場合は含まないとされておりまして、次世代医療基盤法に基づく提供は任意ですので、当審議会に諮る必要があると考えております。

本市におきましては、ご存じかもしれませんが、プラットフォーム逗子ビズという民間事業者等が意見交換やネットワークの構築ができる場を昨年10月に設立いたしました。会員同士の交流によって市内で新たなビジネスが生まれ、雇用創出や地域課題の解決につなげることを目指しておりますが、そちらのプレゼンテーションでも医療関係データの活用による健康増進を図るアイデアなどが発表されまして、行政が所有するデータ利用活用への取組が期待されているところです。

このような経緯もありますけれども、次世代医療基盤法に基づく提供は任意であり、医療情報は病歴等、要配慮個人情報となりますので、慎重な対応が必要と考えております。情報を保有する所管からの個々のデータの提供に関して、どのような対応による提供を予定しているかお示しした上でご審議いただくべきと考えており、次回審議会で諮らせていただく予定ではありますけれども、類型的な諮問は可能であるかも含めまして、事前にご見解を頂ければと思いま

して、今回、資料等を提供させていただきました。よろしく申し上げます。

2点目は以上です。

○**安達会長** ただいまご報告いただいた資料3-2と3-3に関して、特に委員の皆様からご質問等ございますか。議事は次回以降で当審議会の審議事項になる可能性が高いということでのご報告でしたけれども。

○**矢島情報政策課担当課長** ただ、まだ所管からは具体的に、医療データの活用ができないかということで何回か会議等も開いているんですけども、逗子市の情報ですと、どちらかという医療機関向けのものでありますから、逗子市にある医療データとなりますと国保の関係のデータが該当すると思われれます。あと、検診データが該当するのではないかとということと、教育委員会の母子や学童、児童の健診データが該当するとは思いますが、どちらを提供する予定なのかとか、そういうところがちょっと具体的にまだこちらのほうにも来ていないものですから、類型というようなことであっても、ある程度、どのような情報をどのように出すのかということで、一番問題となるのが、ご本人への通知がオプトアウトでいいということ、同意は要らないんですけども、拒否ができる仕組みですので、きちんと市民の方、対象になる方に通知がどの段階でできるのかとか、どのようにするのかというのが表示されないと、なかなか類型諮問ということであっても難しいのかなということと、あと提供の仕方ですね、そちらが媒体を使って提供するのか、紙ベースなのか、オンラインなのか、そこら辺も併せて、当課ではなかなか全部が全部把握できないということで、やはり所管からきちんと説明を受けた上でお諮りしたほうがよろしいんじゃないかなというふうに考えているんですけども。

○**安達会長** それはまあ、そうですね。具体的に想定されるような素材を少しそろえていただいて、それに従って考えた場合に、どういう問題なのかということ、どういう論点があるかということのを少し整理して、この審議会で審議するということでしょうか。1回で済むかどうか分かりませんが。

○**矢島情報政策課担当課長** なるべく早くに、もし提供というようなことであれば、すぐに動けるような形でということで、後の日程調整のときにもお時間を頂ければと思うんですが、5月、6月でちょっと日程を調整できないかなというふうに考えております。

- 安達会長 3-1の資料については、今日をご説明いただく。
- 矢島情報政策課担当課長 こちらのほうは内閣府のホームページに載っているものを、次世代医療基盤法の資料、たくさんあるんですけども、これはホームページのほうから少し、こちらのほうで出して、概略が分かればということなので、お出ししたんですが、逗子市が該当するとすれば、医療機関等の方へというようなところが該当するんですけども、例えば、3-1ですと15ページで、皆さんにお伝えしたいことということでありまして、医療情報の提供に当たっては、最初の受診時に書面で通知することを基本として、というふうにあるんですが、先ほどの国保のデータ等ですと、こういう受診時というのは当てはまらないので、どういうふうにするかということと、あと、医療機関の設置主体、こちらは公立、私立等を問わないほか、介護事業所や地方公共団体に関しても同様ですと書いてありますので、こちらのほうが該当します。
- あとは、余り具体的にはないんですけども。
- 安達会長 委員の皆様にお目通しいただいて、必要があれば事務局のほうから少し整理して、法律の概要についても少し理解する必要がありますね。
- 矢島情報政策課担当課長 分かりやすいように、少しお時間頂けると。あと、ガイドラインもあるんですけども、ガイドラインもやっぱり具体的にどういふようなというのがないと、ちょっとイメージがしにくいような部分もあります。もう少し分かりやすい資料を次回までにご用意させていただければと思います。
- 安達会長 そういうことで、今日はその予告みたいなものですよね。
- 矢島情報政策課担当課長 そうですね、前にメールでもご連絡したことはあるんですけども、なかなか具体例がないので。医療機関ですと、徳島県の医療機関、県立病院の管理者には、類型諮問として、この法律に関するものとして、提供してよいかどうかというのがありますが、他の自治体ではちょっと見つからないです、今のところ。
- 森田副会長 ほかの自治体は恐らく、基本的には諮問不要であるという考え方だと思いますね。
- 矢島情報政策課担当課長 そうですね。ただ、任意なので……
- 森田副会長 そうなんですよね、だから、逗子のような制度だと、勝手にやっ

てしまっていていいのかという話になるので。

○安達会長 そのあたりもちょっと論点になると思いますので、今後、議事を行うときに論点を整理した上でご意見を伺うということにしたいと思います。

○矢島情報政策課担当課長 よろしく申し上げます。

そうしましたら、3点目に移らせていただいて、資料4になりますが、個人情報事務登録簿の変更状況集計表になります。今回、市長部局で新規が7件、変更が1件ありましたので、登録事務件数につきましては655件から7件増えまして、662件となります。

次のページが報告案件一覧となりますが、それぞれ記載のとおりとなります。一般廃棄物収集運搬業等の許可業務につきましては、先ほど議題(2)でご審議いただいた案件に係るものですが、登録が漏れていたもので、大変申し訳ありませんでした。

後ろから3ページ目になりますが、実はちょっと、先ほど私が会議のときに気がついたんですが、一般廃棄物収集運搬業等の許可申請業務として、資源循環課のほうで個人登録簿、漏れていたもので、新規として今回出したんですが、記録の名称を従業員の名簿ということで書いてありますが、実は役員名簿というのもありまして、役員名簿の中にもご本人の生年月日や電話番号が書いてあるものがありましたので、こちら、従業員の名簿が1つしか書いていないんですが、役員の名簿も後で追加させますので、申し訳ありませんでした。こちらは修正させていただきます。

雑駁ですが、登録簿関係の報告は以上になります。

○安達会長 新規の案件については、特にご説明はするものはないですか。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね、今回は新規が7件がなんですけれども、パートナーシップ宣誓に係る事務につきましては、これが令和2年4月1日から要綱で事務が始まりますので、こちらのほうが収集されますということで、事前の登録になっております。

それから、2番目はフェアトレード啓発事業ということで、これも令和2年4月1日から5月31日の、広報ずしにおいてフェアトレードの巻頭特集を実施しまして、市民の感想等を収集するというので、こちらは市民協働課のほうで広報ずし、クイズプレゼントということで、応募者の情報が収集されるとい

うことで、事前の登録になっております。

それから、社会福祉課のほうは災害義援金の配分事務としまして、こちらは自然災害が続きますと、社会福祉課、次のページのまちづくり景観課につきましても、社会福祉課は義援金の配分、それから、まちづくり景観課は補助金の交付事務ということで、こちらのほうが新しく、社会福祉課は令和2年2月3日、まちづくり景観課は令和元年11月28日から、このように増えたものです。

それから、一般廃棄物につきましては、先ほど漏れていたもので、大変申し訳ありませんでした。

それから、都市整備課の市民通報メールにつきましても、やはり災害関係で今回、逗子市で令和2年2月5日ですか、崖崩れがございまして、それに合わせて市民通報メールというものをホームページ上に載せまして、そこで通報していただくということで、それに関する情報が収集されますので、こちらの登録になっております。

それから、消防予防課は変更のみになりますので、新規は以上です。

ごめんなさい、先ほどの資源循環課の前に緑政課があったんですが、やはり緑政課のほうも市民通報メールに基づきまして、通報があった場合に通報のほうの情報が都市整備課と同様に収集されますので、そちらのほうの登録があります。

○安達会長 先ほどの市民通報メールという、最後の欄、これがちょっと気になったんですが、これは本人から収集するわけですよね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○安達会長 記録の内容として、メールアドレスというのは入るんでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 電話番号等のところに入ります。

○安達会長 等のところへ当然に入れ込んでしまっただけで構わないということなんですか。今もずっと、電話番号等ということで実際はメールアドレスだというケースはあるのかもしれませんが。あるいは両方とかいうケースも…

○海原委員 経験上、防災メールはSMS、ショートメールしか来ないですね、メールアドレスは使っていないですね。電話番号は使っています。私のところへ、市民に来るときは。

- 安達会長 メールアドレスの収集というのは、それなりに明記しておく必要がないのかどうかというのがちょっと気になったんですが、今後の問題としては。
- 矢島情報政策課担当課長 ハンドブックの198ページで、登録簿の割り振りの中で、電話番号等が電話番号とメールアドレスということになっていて、基本的事項のところ、升数も少ないので、等と一緒にしている部分もあるんですけども。メールアドレスも含まれるということですね。
- 安達会長 当然に入っているという前提なんですね。
- 矢島情報政策課担当課長 はい。
- 安達会長 そうすると、これを見ただけだと、それが電話番号なのかメールアドレスなのか、両方なのかというのは分からないということですね。
- 内田情報政策課副主幹 実際、この通報メールの画面を見ると、アドレスを入力するところが出て、それで分かるようになっていました。ただ、登録簿だけ見れば、確かにおっしゃるとおり…、分かりにくいかもしれません。
- 安達会長 そのことは今まで問題になったことはないのでしょうか。
- 矢島情報政策課担当課長 そうですね。登録簿を見て、どちらというふうにお尋ねになった方はいらっしゃらないですね。
- 安達会長 本人が、どちらがいいけれども、どちらかは駄目とかいうことはないんだろうかというのがちょっと気になったんですけども。
- 矢島情報政策課担当課長 両方ともというわけではないと思うんですけども。
- 安達会長 いずれか。
- 矢島情報政策課担当課長 はい。両方ご連絡してくださる方もいらっしゃるとは思いますけれども。
- 安達会長 現状は理解できました。
- 矢島情報政策課担当課長 ちょっと見ておきます。
- 安達会長 何かご質問等ございますか。この登録簿に関してですけども、よろしいですか。
- それでは、承認ということをお願いします。
- 矢島情報政策課担当課長 4点目は、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表に係る報告で、資料5となりますが、こちらは副主幹からご

報告させていただきます。

○内田情報政策課副主幹 資料5をご覧くださいと思います。

こちらは審議会で時折、報告させていただいています、特定個人情報の保護評価に係る基礎項目評価書の国への提出、公表状況のまとめ一覧となっております。特定個人情報の保護評価は、個人番号が附番された、特定個人情報ファイルを保有するときに、その漏洩のリスクなどを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する様式となっております。

今回は、表にあります上3つですね、1番、3番、4番、住民基本台帳に関する事務、それから、予防接種に関する事務を複数の課でやっています。それから、一番下の23番、母子保健に関する事務、子育て支援課、この4つが変更、新規の報告とさせていただきました。

3番と4番の予防接種に関する事務に関しては軽微な変更だったんですけども、1番の住民基本台帳に関する事務は、これは早いもので基礎項目評価書を一番最初に公表してから5年がたつんですね。5年たったらしきい値から含めて、もう一度、見直さないということになっていますので、一度リセットされるイメージで、再度、国に報告させていただいたということになります。それから、23番の一番下の母子保健に関する事務は、完全にこれは新たに始まる新規の評価書となっております。

参考までに添付として、住民基本台帳の事務と母子保健事務の評価書を添付させていただいていますので、後ほどご参考になっていただければと思います。住民基本台帳のほうは、5年ぶりに評価再実施ということなんですが、再実施だからといって、特に様式が全く新しくなるわけではなくて、基本的には今までの様式なんだけれども、しきい値判断項目という項目の、いつの時点のケースですかという項目が最新の日付になって、そこで改めて対象人数ですとか、それを使う職員の数などももう一度はかり直す。それから、変更事項については、今までの変更事項も含めて引継がれますので、見た目は余り変わらないんですけども、改めて再評価となりましたので、ご報告させていただきます。

簡単ですが、以上になります。

○安達会長 いかがでしょうか。何かご質問がありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

○矢島情報政策課担当課長 5点目は日程調整になりますけれども、その前に、委員の任期につきましては、今期は令和2年5月29日までとなっておりますが、各委員からは継続のご内諾を頂いております。安達委員につきましては大学からのご承諾を、森田委員、望月委員も弁護士会から推薦のご回答も頂いております。個人情報保護制度につきましてはいろいろ課題もありまして、ご継続していただけるということで、事務局としても大変心強く思っています。令和2年度に任期が切れる前にぜひ1回、開催を予定していただければと考えておりますので、今期最後ではないと思いますが、お礼とともにお伝えさせていただきます。

では、日程調整をお願いいたします。

(日程の調整)

○安達会長 本日の審議事項は以上でございますが、何かご発言等ございますか。よろしいですか。

それでは、これをもちまして本日の会議は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 3時45分閉会